

平成25年4月12日

各 位

会 社 名 日本風力開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸
(コード番号 2766 マザーズ)
問合せ先 代表取締役専務 小田 耕太郎
(TEL. 03-3519-7250)

関東財務局長による当社有価証券報告書の訂正報告書提出命令について

当社に対し、本日付けで関東財務局長から本月 19 日までに、当社が提出した第 10 期（平成 21 年 3 月期）事業年度有価証券報告書（平成 22 年 7 月 28 日提出の訂正報告書により訂正されたもの、以下「本件有価証券報告書」といいます。）について、訂正報告書を提出するよう命令（以下「本件提出命令」といいます。）が発出されましたのでお知らせいたします。

1. 本件提出命令について

本年 3 月 29 日付け「証券取引等監視委員会による本日の発表に関するお知らせ」でお知らせしておりましたとおり、前同日付けで証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」といいます。）から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して当社提出の第 10 期（平成 21 年 3 月期）事業年度有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告（以下「本件勧告」といいます。）がなされておりましたが、これを受けて、関東財務局長より「実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上」を計上しており、連結経常損益が▲404 百万円であるところを 1,861 百万円と記載、連結当期純損益が▲1,635 百万円であるところを 630 百万円と記載している点で虚偽記載があるとして、本日付けで上記のとおり訂正報告書の提出を命じられたものです。（詳細については、関東財務局のホームページをご参照ください。）

2. 本件提出命令に対する対応について

本件提出命令は、当社が平成 21 年 3 月期に「実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上計上」をしたという認定に基づいており、本月 8 日に開催された聴聞手続において、関東財務局の担当者は、「実態のない取引」であると判断している理由として、①「当社が風力発電機の調達に関する実質的決定権限を有していたと認められること」及び②「販売斡旋手数料について当社の自己資金を子会社等を通じて循環させたにすぎないこと」その他の監視委員会の検査結果であると説明しました。

しかし、上記①の点については、このように指摘された事情があることも踏まえた上で、当社が過去に設置した外部の専門家による調査委員会が「本件販売あっせん契約に基づく対象会社の販売あっせんの対象となる目的物は、風力発電機の完成品そのものではなく、その発注枠という権利ないし利益である。…本件販売あっせん契約に基づくあっせん手数料と対価性を有するのは、…風力発電機の工場生産枠の確保というサービスの提供行為であり、その役務の提供行為がいつ完了したかを確定すれば、その後の風力発電機という物品の調達ないし在庫リスクがいつ発注者（建設会社）側に移転したかということは、収益認識の充足性を判断する上では特に問題となるものではない。…したがって、建設会社からの内示書…が発行された時点において、対象会社の販売あっせん行為（役務の提供）は完了したものと認められる」と述べて（同調査報告書は平成 22 年 7 月 15 日付けで開示しています）、「実態のある取引」であることを明言しているところではあります。

次に、上記②の点については、本件提出命令が、「対象となる風力発電機販売斡旋取引」として銭函風力発電所などの合計 82 基の風力発電機を挙げていることも考えあわせると、当社が子会社に資金を貸し付け、子会社がその資金で風力発電所建設受注会社に建設代金を支払い、同会社がその後に風力発電機メーカーに風力発電機の代金を支払って、さらに同メーカーが当社に販売斡旋手数料を支払ったという点をとらえて、「自己資金を循環させたものにすぎない」としているものと考えられます。しかし、当社が子会社に上記資金を貸し付けたのは、本件有価証券報告書の提出後、平成 21 年 9 月に政権交代が起こり、その後実施された事業仕分けによって風力発電事業を取り巻く補助金制度が見直されることになったため、子会社が発電所建設発注代金の資金繰りに困り、親会社である当社が貸し付けざるを得なくなったという全くの事後的に発生した事情です。このような事後的に発生した事情を理由に、売上計上時点に遡及して本件有価証券報告書を訂正すべきであるという考え方は、我が国の会計基準上もあり得ないところですし、当社としては到底承服し難いものです。

さらに、本件提出命令には、その前提となる聴聞手続の期日について、当社から準備のため 1 か月延期してほしい旨要望したにもかかわらず通知から 1 週間後に開催されてしまったため、当社において十分な準備ができなかったほか、本件提出命令につき利害関係を有する会社が聴聞手続に参加する機会が実質的に与えられなかったという点で、手続き上の重大な瑕疵があるところではあります。

以上のとおりであり、当社としては、本件提出命令には承服できませんので、今後速やかに東京地方裁判所に、行政事件訴訟法第 8 条に基づく処分取消しの訴えを提起するとともに、同法第 25 条に基づく執行停止の申し立てをする方針です。なお、本件提出命令については、その提出まで 7 日間の期限が付されていることから、万一執行停止が認められない場合、本件提出命令に従わないときに金融商品取引法に基づく罰則が規定されていることを勘案し、本件提出命令に沿った有価証券報告書に係る訂正報告書の提出を行ないつつ、平行して行われる課徴金納付命令に関する審判手続、本件提出命令の取消訴訟において、該当有価証券報告書に関する公正判断を求める所存です。

以上